

平成26年度第1回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第24回)

日 時：平成26年7月31日(木)午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	大芝 正和
北杜市生活環境部長	名取 文昭
明野総合支所長	五味 正
上神取区長	川手 正夫
浅尾新田区長	長田 富丈
浅尾区長	篠原 眞清 (代理出席)
中込区長	清水 孝雄
浅尾原区長	杉山 努
山梨大学名誉教授	中村 文雄
東京海上日動リスクコンサルティング(株)主席研究員	杉山 憲子
山梨県森林環境部次長	保坂 公敏
山梨県環境整備課長	笹本 稔
山梨県中北林務環境事務所長	大竹 幸二

○事務局

山梨県環境整備事業団副理事長	吉澤 公博 (事務局)
山梨県環境整備事業団専務理事	秋山 孝 (委員兼務)
山梨県環境整備事業団事務局次長	前島 斉 ( " )
山梨県環境整備事業団業務管理係長	和田 政一 (事務局)
山梨県環境整備事業団業務管理係長	佐野 強 ( " )

○欠席

北杜市環境課長	野本 信仁
山梨大学工学部教授	金子 栄廣
御領平区長	三井 俊文
下神取区長	清水 浩二
東光区長	土橋 義輝

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 委員名簿
- ④ 安全管理委員会設置要綱
- ⑤ 資料1 浸出水処理施設放流水の環境モニタリング結果
- ⑥ 資料2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改訂について
- ⑦ 資料3 最終覆土工事の進捗状況について

## 1. 開会

### <司会>

では定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第1回山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回の安全管理委員会は新年度となりまして第1回目でございますので、新たに委員にご就任いただいた方々もいらっしゃいます。ここで、安全管理委員会各委員の皆さんに簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員一人ずつ自己紹介)

### <司会>

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をお願いしたいと思います。

(事務局一人ずつ自己紹介)

### <司会>

ありがとうございました。それでは会議に入ります前に、山梨県環境整備事業団の副理事長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

### <副理事長>

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、またお暑い中、本年度第1回安全管理委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ところで、当処分場につきましては、昨年12月に、今後、事業者の信頼を得て、安定して継続的に運営することは困難との理由から閉鎖を決定したところであります。このため、現在、廃棄物の受入は行わず、安全確保のための維持管理のみを行っております。特に本年度は、廃棄物の流出や飛散防止のため、最終覆土並びに法面保護工事を進めており、来年3月の完成を目指しています。また、浸出水の処理につきましても適正に行っており、この後の議事の中で説明いたしますが、処理後の放流水が排水基準をクリアしていることは勿論ですが、とりわけ、1年半以上新たな廃棄物の搬入が行われていないことから、浸出水そのものが安定してきており、参考までに放流水の排水基準と比較しても、処理前の浸出水で41項目中5項目で基準値をわずかに上回っている状況であります。

委員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご協力をお願いしまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくご挨拶申し上げます。

#### <司会>

それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきますと思います。本日、お手元に配布させていただきました資料は、全部で7点ございます。まず1点目が「次第」、2点目が「席次表」、3点目が「委員名簿」、4点目が「設置要綱」、5点目が右上に資料1と書かれてあります「浸出水処理施設放流水の環境モニタリング結果」、6点目がA4のものが一番上にきています、右上に資料2と書いてございます「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改訂について」、最後7点目がこちらでもA4版の、右上に資料3と書いてございます「最終覆土工事の進捗状況について」、以上の7点でございます。不足の資料等はよろしいでしょうか。

また、参考資料といたしまして、環境モニタリングの全データをファイルしたものを置かせていただいておりますが、このファイルはセンターでお預かりいたしますので、持ち帰らないようご注意ください。

それでは、ここで会議に入りますが、会議に入ります前に、傍聴者の皆様にお願いがございます。会議中は、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただけますようよろしくお願いいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いするとともに、次回以降、本会議を非公開とすることもございますので、ご了承ください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただくようよろしくお願いいたします。なお、本日の会議の終了は午後4時を予定しております。

それでは、次第に従い、会議を進めさせていただきます。当委員会は、安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますが、議題に入ります前に、当委員会の委員長であります金子委員長につきましては、ご本人から委員長を辞任したい旨の申し出がございましたこと、また、副委員長につきましては、年度が代わって新たな委員となりましたことから、新たに正・副委員長の選任を行いたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

#### <事務局>

それではご説明させていただきます。委員長におかれましては、現在体調を崩されておりました、しばらくの間は、当委員会の委員長を務めることが難しい状況でございます。なお、委員につきましては、引き続き務めていただけるということを伺っております。また、委員長からは、後任の委員長といたしまして、従来から学識経験者として、当センターに関わっていただいている専門委員を推薦するという申し出がございました。つきましては、事務局からの提案といたしまして、委員長は、専門委員の委員をお願いしたいと考えております。

また、副委員長ですけれども、住民の代表という立場から、第1回安全管理委員会から北杜市の委員をお願いをして参りました。そこで、北杜市さんをご相談させていただきましたま

して、北杜市副市長にお願いしたいというふうに考えております。

まとめますと、委員長には学識経験者の専門委員を、副委員長には、北杜市副市長をお願いしたいと思います。以上でございます。

<司会>

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

<司会>

異議なしということでございますので、委員長の委員長辞任と、専門委員の委員長就任、ならびに北杜市委員の副委員長就任を了承いただきました。

それでは、ここからの議事につきましては、新たに委員長に就任されました専門委員に議長をお願いしたいと思います。それでは、委員長、よろしく願いいたします。

(議長交代)

<議長>

ただいまご指名いただきました。

正直申しまして、若干躊躇するところがございますけれども、前委員長が突然体調を悪くされたこと、それからこの場においてご指名をいただいたということでございますので、大変僭越でございますけれども、この会議の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、この安全管理委員会は、処分場の安全管理ということに関して、大変大きな役割を持っていることはご案内のとおりでございます。そういうわけで、ここにご出席の委員の皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のない、また活発なご意見を賜りまして、この会議が本来の役割を十分に果たせますようご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどお話しがございましたように、議長を担当することにいたしまして、第一の議題に入らせていただきます。

議事の「環境モニタリング結果」について、事務局の方からご説明をお願いします。

<事務局>

私の方から、環境モニタリング結果の内容につきましてご説明させていただきます。内容の方がたくさんございますので、座って説明させていただきたいと思いますが、よろし

くお願いいたします。

まず、本日は、初めての方もいらっしゃると思いますので、はじめに、環境モニタリングの概要につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

本処分場ですけれども、山梨県、それから山梨県環境整備事業団及び北杜市との間で結ばれました、「明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定」に基づいて定められています「公害防止細目規程」というものがございます。その規程に基づきまして、様々な環境モニタリング調査を実施しているという状況でございます。

水の関係でいいますと、浸出水、浸出水処理施設の放流水、センター内の観測井戸、こちらは1号から3号まで3箇所ございますけれども、地下水集排水管モニタリング人孔、それから放流先の河川であります湯沢川、こちらは上流・下流と2箇所です採水をしております。それからセンターの外にあります周辺の地下水、合計6箇所ありますけれども、こちらにおきまして、定期的に水質検査を実施している状況でございます。

また、水以外にも埋立地内の発生ガス、埋立地周辺の石綿粉じん、アスベストですね。それから騒音、振動、悪臭につきましても定期的に調査を実施しているところでございます。今回、ご報告いたします環境モニタリング結果につきましては、前回昨年12月に開催いたしました安全管理委員会から今まで調査した結果でございます。それらの結果につきまして、この後、ご説明させていただきますけれども、はじめに結論から申し上げますと、当センターの業務によります生活環境への支障は認められなかったという結果でございます。

なお、前回の安全管理委員会より前の、過去のデータにつきましては、安全管理委員の皆様の方に置いてございますブルーのファイルにすべて綴っておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

それでは、A3の、右上の方に資料1と書いてあります資料をご覧いただきたいと思っております。こちらは、浸出水処理施設の放流水の環境モニタリング結果になります。浸出水でございますけれども、埋立地の中の廃棄物の層を通りまして出てくる水のことですが、その水を処分場内の水処理施設で処理した後に、河川に放流しています。こちらは、その放流している水の中に含まれる有害物質等の測定結果になります。放流水につきましては、法律で定める基準値よりも10倍厳しい基準値が公害防止協定によりまして定められており、操業開始後から現在まで、全ての項目におきまして、この公害防止協定に基づく排水基準値に適合しております。下の方に参考までにグラフを載せておりますが、水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンに関する水質の状況をグラフ化したものでございます。その中で、グラフにしている項目のうち、pHだけですけれども、6.5から8.5という基準が定められております。それ以外の水温、電気伝導率、塩化物イオンについては基準の定めはありません。

続いて、2ページ目の方をご覧いただきたいと思っております。こちらは、放流水の細かい数

値のデータを載せております。表の左側に書いてありますのが分析している項目でございます。上から生活環境項目、こちらは人の生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められておりますけれども、それらの項目です。次が健康項目でございます。こちらはいわゆる有害物質といわれる項目でして、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準がありますけれども、それらの項目ということになります。表の上の方に排水基準とありますのが、公害防止協定で定められている法の基準より10倍厳しい基準ということになります。こちらの全ての項目について説明すると時間が足りませんので、抜粋して説明させていただきたいと思います。

生活環境項目でいきますと、例えば、2番の生物化学的酸素要求量、BODと呼ばれますけれども、こちらは、水の汚れを微生物が分解、酸化するときに消費される酸素の量でございます。値が大きいほど、水が汚れていることを示しております。基準値は10mg/Lとなっておりますが、直近の6月の測定結果では、0.7ということで、排水基準を十分に下回っているという状況でございます。また、11番の溶解性マンガン含有量でございますけれども、こちらは基準値が1mg/Lでございますが、直近の5月の測定結果では、0.01未満ということで、排水基準を十分に下回っているという状況でございます。また、健康項目、いわゆる有害物質ですと、例えば、下の方、41番のほう素及びその化合物ですが、こちら基準値が1mg/Lとなっておりますが、直近の5月の測定結果では、0.04未満ということで、こちら基準を十分に下回っているという状況でございます。また、42番のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物でございますけれども、基準値は10mg/Lとなっておりますが、直近の測定結果では、1未満ということで、こちら基準を十分に下回っているという状況でございます。またですね、一番下でございますけれどもダイオキシン類というものがあります。こちら基準値ですけれども、1pg/Lとなっておりますが、pgというのは、1gの1兆分の1という極めて微量の濃度でございますけれども、そういった基準が定められております。直近の5月の測定結果でいきますと、0.000085pg/Lということで、こちらの方も排水基準を十分に下回っているという状況になっております。他の項目につきましても、基準値と測定結果の方を見比べていただきますと、測定結果の方は基準値を大きく下回っていることがお分かりになるかと思えます。

続いて、3ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、処分場の放流水が流れます湯沢川の水質測定結果になります。湯沢川では、上流の開拓道路交差点付近と下流の香取橋付近の2か所で水質調査を実施しております。河川につきましては、河川の環境基準と比較しています。なお、生活環境項目につきましては、環境基準の類型指定がされている区間に環境基準が設定されるということになりますけれども、湯沢川には環境基準の類型指定というものがされておられません。また、湯沢川が流入いたします塩川にも同じく類型指定がされておられませんので、その下流であります釜無川で指定されている類型指

定の、河川A類型、生物A類型というものを参考といたしまして、環境基準値を当てはめているという状況になっております。またですね、上流の方の1月ですけれども、こちらは冬期凍結しておりまして欠測となっております。また、下流の方の5月ですけれども、こちら水の濁りが大きかったことから欠測となっている状況でございます。

測定結果ですけれども、例えば、2番目の生活環境項目のBODでございますけれども、上流では0.5未満、また下流では0.7という状況でございます、環境基準値を満たしております。また、37番のほう素ですけれども、上流では0.20、下流では0.22でございます、こちらも環境基準値の1を満たしている状況でございます。他の項目につきましても、見比べていただければお分かりになりますが、全ての項目で環境基準値を満たしているという状況になっております。

続いて、4ページ目をご覧ください。こちらは、浸出水の環境モニタリング結果になります。はじめに、先ほど少し触れましたけれども、浸出水について説明をさせていただきたいと思っております。埋立地の中に降りました雨水ですけれども、廃棄物の中を通過していきます。ただ、埋立地の底には水が漏れないように遮水工が施工されておりますので、埋立地内に降った水は下に浸透せずに、遮水工の上に設置してあります集排水管により集められて、排水処理施設に流入するようになっております。浸出水とは、この集排水管から出てきた水のことになります。排水処理施設で処理をする前の水のことですので、当然、汚れた水が出てくることになります。そのため、浸出水についての排水基準というものは定められておりません。

資料の方ですけれども、茶色の枠で囲ってある、上の方の項目、カドミウムですとかシアンとかでございますけれども、こちらの項目につきましては、モニタリングの開始から現在まで、排水基準を参考として比較すると、排水基準を下回っているという状況でございます。その下の紫色の枠で囲ってある項目、鉛とか砒素といったものですけれども、こちらの項目につきましては、モニタリング開始から現在まで、排水基準を参考として比較すると、排水基準を超えたことがある項目でございます。この中には、過去に1回だけ超過したことがある項目もございますし、高い頻度で超過している項目、例えば、溶解性マンガんですとか、ほう素及びその化合物もございます。ただ、排水基準を超えているといいますが、この後、水処理施設で排水基準内になるように浄化をしてから放流いたしますので、問題はございません。

続いて、5ページ目をご覧ください。浸出水の項目ごとの数値を載せてあります。例えば、2番目のBODでございますけれども、5月の測定結果では16mg/Lとなっております、排水基準は10ですから、水処理施設で浄化する必要がある状況です。同じように排水基準を参考として超過している項目といたしましては、4番の浮遊物質ですけれども、基準が10のところ17となっております。また、11番の溶解性マンガ含有量ですけれども、基準が1のところ5mg/Lとなっております。それ

から下の方の、41番のほう素及びその化合物ですが、こちらは基準が1のところ、2.2mg/Lとなっています。また、42番のアンモニア化合物等でございますが、こちらは基準が10のところ11mg/Lとなっております。直近の5月の測定結果で、排水基準を参考として超過しておりますのは、この5項目となります。その中でも溶解性マンガンとほう素の2項目につきましては、他の時期でも高い割合で排水基準を超過しているという状況でございます。

ちなみに、溶解性マンガンですけれども、水の中に溶けているマンガンのことございまして、マンガンにつきましては、マンガン乾電池の材料として知られているところでございますけれども、マンガン自体は鉄に次いで広く分布しているといわれる重金属です。また、マンガンにつきましては、人にとって必須微量元素で、欠乏すると骨に異常が出たり、成長障害などを起こすことが報告されていますが、逆に過剰に摂取すると運動失調ですとか、パーキンソン病などになることが報告されています。もう一つのほう素ですけれども、こちらは、ガラスですとか、ホウ酸団子ですとか、医薬品などですね、そういったものの材料として知られておりますが、海水中にも約4.5mg/Lが含まれていると言われております。人への影響といたしましては、吐き気、腹痛、下痢などがあると言われております。

これらの排水基準を参考として超過している項目につきましては、今後も引き続き水処理施設で浄化していく必要があるものでございます。なお、それ以外の項目、カドミウムとか鉛といった有害物質ですとか、その他ダイオキシン類もありますけれども、こちらにつきましては、最近の測定結果では、水処理施設での処理が必要はないくらいの濃度になっているという状況でございます。

続いて、6ページをご覧くださいと思います。地下水集排水管モニタリング人孔の環境モニタリング結果でございます。地下水集排水管モニタリング人孔ですけれども、埋立地の底にある遮水工のさらに下に設置してある地下水の集排水管で集められました地下水を採取するためのマンホールのことです。この地下水集排水管を設置します主目的ですけれども、下の方の地下水位の上昇ですとか、地下水が流れることによって洗掘されることがあります。それらによります遮水工の損傷を防止するために設置しているものです。また、もう一つの目的といたしましては、地下水集排水管から出てくる水を調査して、水質が悪化していると、遮水工の損傷が疑われるということで、水質調査を実施しているものでございます。

近年ですけれども、通常はなかなか通水がないために測定ができていないという状況でございますが、今年の3月中旬に通水が確認されまして、4月には採水ができております。5月以降ですけれども通水がございませんので、今のところ欠測となっている状況でございます。また、下の方のグラフの中で矢印がございまして、こちらは平成22年1月に発生しました遮水シートの破損事故、平成22年10月に発生しました漏水検知システ

ム異常検知、それから平成24年12月に発生いたしました2回目の漏水検知システムの異常検知の時期を、参考までに記載したものでございます。測定結果でございますが、地下水の環境基準値と比較しまして、全ての項目で、環境基準を達成しているという状況でございます。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。こちらが、個別の測定結果の数値となっております。4月に通水がありましたので、水温とpH、電気伝導率につきまして測定しておりますが、いずれも問題のある数値とはなっておりません。

続いて、8ページをご覧くださいと思います。こちらは、地下水集排水管モニタリング人孔に常時設置してあります電気伝導率とpHの測定機器によります連続測定結果でございます。なお、通水がない時には、測定結果が得られませんので、欠測としております。操業開始以降、電気伝導率につきましては4～15mS/m、pHにつきましては6.1～7.7で推移しております。測定結果に大きな変動はないことから、浸出水の漏洩を疑わせるような状況は認めないというふうに考えております。

続いて、9ページをご覧くださいと思います。こちらは地下水観測井戸1号の環境モニタリング結果でございます。処分場の場内には、地下水を観測するために、3箇所の観測井戸が設置してあります。このうち、この観測井戸1号は、埋立地の上流に設置してある井戸でございまして、埋立地の影響を受けない場所の地下水の水質をバックグラウンドとして確認するための井戸でございます。測定結果でございますが、モニタリング開始から現在まで、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成している状況でございます。青枠で囲っている項目が、地下水に係る環境基準の項目になります。その下の方には水温、pH、電気伝導率、塩化物イオンの推移をグラフで示しておりますけれども、水温につきましては季節によって変動がありますが、他の項目につきましては、ほとんど変動がない状況です。

続いて、10ページをご覧くださいと思います。こちらは、観測井戸1号の個別の検査結果の数値になります。今までの結果と同様、測定項目を左側に、その右側に地下水の環境基準値を載せています。ご覧いただくと分かると思うんですけども、ほとんどの項目で、不検出や〇〇未満という結果になっております。この環境基準項目の中で、数値として出ているのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とダイオキシン類の2項目でございますけれども、いずれにしても地下水の環境基準を十分に下回っておりまして、問題はない状況でございます。

続いて、11ページをご覧くださいと思います。こちらは、地下水観測井戸2号のモニタリング結果になります。観測井戸2号でございますけれども、埋立地の下流の湯沢川沿いに設置してありまして、湯沢川と広域農道が交わるあたりに設置している井戸です。測定結果でございますけれども、モニタリングの開始から現在まで、地下水の環境基準及びダイオキシン類の環境基準を十分に達成している状況です。下の方には観測井戸1号と同様に、

水温等の推移をグラフで示しておりますが、水温につきましては季節変動が若干ありますが、他の項目につきましては、ほとんど変動がない状況となっております。

続いて、12ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、観測井戸2号の個別の測定結果の数値になります。先ほどの観測井戸1号と同様に、ほとんどの項目で、不検出ですとか、〇〇未満という結果となっております。環境基準項目の中で、数値として出ているのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とダイオキシン類の2項目ですが、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っており、問題はない状況でございます。

続いて、13ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、観測井戸2号に常時設置してあります測定機器で連続的に測定しております水温、電気伝導率、pHの測定結果です。操業開始から6月までの水温でございますけれども、10.5～12℃、電気伝導率は5.6～9.1mS/m、pHは6.1～7.5で推移しておりますが、測定結果に大きな変動はないことから、浸出水の漏洩が疑われるような変動は認められません。

続いて、14ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、地下水観測井戸3号のモニタリング結果になります。観測井戸3号は、処分場の入口ゲートの脇に設置している井戸になります。処分場の下の地下水の流れですけれども、処分場建設前に実施しております地下水等の調査の結果、湯沢川の谷地形に応じまして、東から西へ流動するというふうに推測されているところです。また、一部の地下水は南側にも流動する可能性があるということで、こちらの観測井戸3号を設置しています。測定結果ですが、こちらの井戸につきましても、モニタリングの開始から現在まで、すべての項目において地下水の環境基準を達成している状況です。下の方には水温等の推移をグラフで示しておりますけれども、水温は季節によって若干の変動がございます。また、pHにつきましてはほとんど変動がない状況でございます。電気伝導率と塩化物イオンでございますけれども、こちらは搬入開始直後と比較いたしますと、平成23年頃に数値が高くなっていますが、それ以降は、特に大きな変動はない状況ですので、問題はないというふうに考えております。

15ページは観測井戸3号の個別のデータとなります。こちら観測井戸1号や2号と同様に、ほとんどの項目で、不検出や〇〇未満という結果となっております。環境基準項目の中で、数値として出ているのは、他の井戸と同じく、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とダイオキシン類の2項目ですが、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っておりまして、問題はないと考えております。

続いて16ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、処分場の周辺におけます6箇所の地下水の測定結果になります。処分場の周辺につきましては、井戸の所有者ですとか北杜市さんにご協力をいただきまして、年2回の測定を実施しております。こちら、地下水でございますので、地下水の環境基準と比較しています。なお、上神取地区民有井戸(1)の1月分は、凍結していたため、欠測とさせていただきます。測定結果ですが、こちらほとんど項目で不検出や〇〇未満となっている状況です。基準項目の中

で、数値として出ているのは、場所によっても異なりますけれども、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類の4項目があります。なお、いずれも地下水の環境基準を十分に下回っておりまして、問題はございません。

続いて最後のページですけれども、17ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、水質以外の項目につきまして調査を実施した結果になります。一番上の石綿粉じんとは、いわゆるアスベストのことです。アスベストは夏と冬の2回、埋立地内と埋立地の風下で測定を実施しております。通常ですと、アスベスト廃棄物の搬入時に測定をするところがございますけれども、平成24年の12月から廃棄物の搬入をしておりませんので、この結果は搬入作業を実施していない状態での測定結果となります。また、アスベストは3日間測定をすることとなっております。結果は、いずれも0.3本/L未満ということで、公害防止細目規程で定めております保全目標である10を十分に下回っているという状況でございます。

続いて、騒音と振動です。騒音と振動は年1回、南側の一番近い民家側の敷地境界付近で測定を実施しております。こちらも、アスベストと同様に、搬入作業を実施していない状態での測定結果となります。結果は細目規程で定めております保全目標を十分に下回っている状況でございます。

続いて、悪臭でございます。悪臭は夏と冬、また覆土作業中であります今年の6月にも、念のため、測定を実施しています。悪臭は、空気を採取いたしまして、臭気指数で測定をしている状況です。臭気指数というのは、臭いの強さを表す数値でございます、値が大きいくほど、臭いが強いこととなります。測定結果は10未満ということで、細目規程で定めております保全目標である13を十分に下回っている状況でございます。

続いて発生ガスでございます。発生ガスですけれども、埋立地内に煙突のように設置してある型集排水管から排出されますガスの濃度でございます。測定につきましては、埋め立てられている廃棄物の有機物が分解すると発生するメタン、二酸化炭素、硫化水素、アンモニアにつきまして、夏と冬の年2回測定を実施しております。なお、この測定は、埋立地内の廃棄物の安定化の状況等を把握するために実施しているものでございまして、特に濃度についての基準は定められていないという状況でございます。測定結果ですけれども、いずれのガスも低い濃度となっております。これは、平成24年12月以降、廃棄物の搬入を中止したことで、新たな廃棄物が埋め立てられなくなりまして、ガスの発生が少なくなったと推測しておりますが、こちらにつきましては引き続き、モニタリングをしていきたいと考えております。

以上で環境モニタリング結果の説明を終わります。よろしく申し上げます。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明がありました。ここでご意見、ご

質問を聞きたいと思います。ご意見、ご質問ございます方はどうぞお願いいたします。よろしいでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

一つ教えていただいているんですか。先ほど5ページの中で基準値を超えている物質が何個かあるということで、例えば2番とか4番とか11番とか41番と42番とあって。これらの数値に関して基準値を超えているという説明があったんですけど、今後浄化してやっていくというお話でしたけども、その浄化した結果というものは、またこういう席とかどこかで発表されるんですか。

<事務局>

その結果の方が、資料の2ページで示させていただいております、こちらが浸出水を処理する処理施設を通った水の検査結果ということになります。処理する前の水が、先ほどの5ページの資料になります。それが浄化されて基準値内に数値を落としてですね。

<委員>

なくなったということですね。はい、ありがとうございました。

<議長>

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

特にないようでございます。もしあれば、後ほどご質問いただくことにしまして、次の議題に入りたいと思います。

次の議題2であります、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程の一部改訂について」を議題にいたします。事務局からのご説明をお願いします。

<事務局>

はい、それでは引き続き説明させていただきます。公害防止細目規程の一部改訂についてでございます。

先ほども少し説明いたしましたけれども、まず公害防止細目規程の位置づけについて、

もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。公害防止協定の第14条でございますけれども、「協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定める」とされているところでございます。その規程に基づきまして、公害防止細目規程では、水質検査の項目や排水基準などについて定めている状況でございます。この度、公害防止細目規程を改訂し、水質検査の項目につきまして追加する必要があると考えられますので、安全管理委員会の皆様のご意見をお伺いするものでございます。

改訂の内容でございますけれども、昨年3月末に、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩という項目が、河川の環境基準項目として追加されました。ただ、環境基準には追加されましたが、廃棄物処理法の排水基準項目には追加されておりませんので、現在のところ、処分場の放流水について、法律上の測定義務や規制というものはございません。ただ、環境基準の項目に追加されましたので、環境モニタリングをするための項目といたしまして、公害防止細目規程に追加したいというものでございます。ちなみに、この物質でございますけれども、家庭用や工業用の洗濯用洗剤として使用されている界面活性剤でございます。

2ページ目をご覧くださいと思います。こちらは、浸出水の水質検査項目でございますが、左側が改正前、右側が改正後で赤字が改訂部分になります。項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加するものでございます。浸出水の測定回数でございますけれども、他の項目と同様に4回としております。

続いて3ページでございますけれども、こちらは放流水の検査項目になります。法律によります排水基準値の定めはございませんので、放流水の水質基準値や法定測定回数につきましては横棒とさせていただいております。放流水の測定回数につきましても、他の項目と同様に4回としております。

最後、4ページでございますけれども、こちらは湯沢川の検査項目になります。先ほども少しご説明いたしましたけれども、湯沢川そのものには生活環境項目に係る環境基準値の設定はございません。ただ、他の項目と同様に、下流の釜無川の環境基準類型を参考に当てはめて、 $0.03\text{mg/L}$ 以下というふうに設定しております。また、測定回数につきましても、他の項目と同様に4回としております。

以上が、改訂の概要でございますけれども、最後に、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定結果につきまして、実はですね、今年の5月、自主的に測定を実施している状況でございます。先ほどの資料1の方にも、その結果を載せてございますので、簡単にご説明させていただきます。まず、資料1の2ページでございますけれども、浸出水処理施設放流水、15番というところを御覧いただきたいと思います。こちら直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩ということで、今年の5月に測定いたしました、放流水からは、 $0.005\text{mg/L}$ という値が検出されております。それから、続いて3ペー

ジ、こちら湯沢川の水質でございますけれども、上流部の方ですね。0.003mg/L未満という結果が得られております。それから、浸出水でございますが、5ページになりますけれども、こちら15番でございます。0.008mg/Lとなっております。いずれも環境基準の0.03mg/Lを十分に下回っておりますので、今のところは問題となるような値は検出されていないという状況でございます。以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。資料2に関わる公害防止細目規程の一部改訂についてのご説明について、何かご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

先ほどご説明がございましたように、今回、国の環境基準に追加され、それから基準値が設定されたということを受けて、先ほどございましたように、別表2、3、5に追加し、測定を実施していきたいというものでございました。よろしゅうございますでしょうか。

それではそういうことで、この件、提案どおり、改訂して実施していただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、次に議題の3「その他」についてでございますが、こちらの説明を事務局の方からお願いいたします。

<事務局>

それでは、資料3を用いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。「最終覆土工事の進捗状況について」でございますが、昨年12月18日の安全管理委員会におきまして、概要設計を元に説明をさせていただいたところでございます。本日は、5月1日より工事が始まっておりますので、その進捗状況について、ご説明をさせていただきます。

1番についてですが、施工理由ということで、少しおさらいになってしまうかもしれませんが、二つの柱がございます。「法令等」ということと「埋立地の現況」というようなことがございます。上の方の○「法令等」につきましては、廃掃法の規定によって、埋立終了、これ平成26年4月8日でございますけれども、この後は、法律、ここの処分場につきましては公害防止協定も当然でございます。こうしたものに基づきまして、廃棄物の飛散・流出及び悪臭の発散を防止するため、すみやかに厚さ1mの最終覆土を行わなければならない、ということになっております。続きまして、「埋立地の状況」でございますけれども、覆土工事前の埋立地につきましては、廃棄物の埋立を途中で終了したということ、もう1つ、異常検知によりまして横9m、縦9m、深さ10mの掘削をしております。こうしたこと等から、複数の段差、斜面が存在する。場所によりましては、厚さ20cmの覆土、これ即日覆土と申しますけれども、こうした覆土しかないところもあり、継続的な安定形状とはなっておりません。こうした状況のままでは、今後災害を引き起こすような非常に激しい雨や風、こういったものが発生した場合に、覆土が流出し、廃棄物が露出、

飛散するおそれがございます。従いまして、埋立エリアを厚さ1m以上の土砂で平らに覆う必要がございます。こうしたことが理由ということです。なお、先ほど途中で埋立を終了したという説明をさせていただきました。これにつきましては、埋立地の斜面、法面が残っておりますので、ここにつきましては、土砂ではなく、モルタル吹き付けをするということを考えております。

次に2番でございますけれども、工事の概要です。公告日は、埋立終了日、4月8日に行いました。入札を4月25日に行いまして、契約は4月30日。工事の期間につきましては、5月1日から来年の3月31日までとなっております。なお、請負業者につきましては、峡北建設株式会社、請負額につきましては、155,833,200円となっております。次に3番、4番につきましては、2ページから7ページの図面を用いて説明をさせていただきたいと思っております。担当の管理係長より説明をさせていただきます。

#### <事務局>

では引き続き、図面を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページ目は最終覆土の平面図になります。資料ですけれども、2ページ目が平面図、3ページ目が縦断図、4ページ目に横断図というようになっております。まず、2ページ目の最終覆土の平面図から説明をさせていただきます。処分場の中の茶色の部分、ここにつきましては、最終覆土の土砂でフラットに形状にもっていくという形になります。先ほども説明がありましたように、グレーの部分になるんですけども、ここについては、埋立が途中まで終わっていますので、この部分については、今の遮光性不織布を保護するというので、モルタル吹付工を予定しております。あと、その他の最終覆土に関わるもの、表面の排水とか、そういった細かい構造物が配置される予定となっております。

次に3ページになるんですけども、これは埋立地を縦に切った断面になります。茶色く塗ってある部分が、最終覆土の土砂を埋め立てる計画になっている厚さになります。ほぼ現況に近い状態の形状になります。茶色の上の部分が完成予定の形となります。続きまして3ページ目の①、②、③とありますけれども、2ページの平面図、そこに埋立地の上の部分に、赤い①、②、③とありますけれども、ここを輪切りにしたようなイメージをしていただけたらと思っております。ここにつきましても、茶色い部分、最終覆土の土砂によって埋立をしまして、最終的に平らにするというような格好となります。この図面に書いてありますように、茶色い部分の横、左右両側にモルタル吹付工と書いてありますけれども、今現況の埋立をしていない法面部分につきましては、モルタル吹き付けを施工するという計画となっております。

続きまして、5ページ目になりますけれども、色々な色が入っていると思っておりますが、これは工事に着工する前の図面になります。それぞれGLというものが表記されておりますが、これは標高を示しております。一番低いところで799、一番高いところで811。それ

ぞれの標高と、覆土、中間覆土、即日覆土、最終覆土とありますけれども、色で各場所を示してあります。これを見ていただくと、工事着工前の埋立地内が凸凹な状態でありまして、先ほど話もあったように、斜面の段差が非常に複雑に残っている状況が分かるかと思えます。

次に、6ページ目になりますけれども、こちらは現況の図面になります。5月1日から工事の方に入りまして、7月下旬頃に測量をしたものになります。形状の方が若干変わっているのが分かるかと思うんですけども、青い部分が原因究明箇所、ここにつきましては、ほぼ埋立が終了しております。また、緑の部分、799とありますけれども、ここには若干もう少し土砂の方が入っているような状態です。ただ、今現在、この図面の中に茶色い部分があるんですけども、ここにつきましては、まだ斜面及び段差ですね、これがまだ残っている状態ですので、引き続き工事の方を進めていかなければならないと考えております。

最後に7ページになりますけれども、こちらは、着工前と原因究明箇所埋戻完了、現在の箇所をスライド式に写真にまとめたものです。これで進捗の状況が分かるのかなと思えます。

工事に着手してからの進捗の状況について、大まかに説明させていただきます。まず、5月1日、異常検知掘削箇所に廃棄物の埋め戻しをしまして、6月19日に完了しております。6月25日から7月17日にかけては、対策協議会の方々の抗議活動によって覆土工事を中断しております。7月22日から現在に至っては、覆土工事を再開しております。現在も進捗をしている状況であります。工事の内容と進捗については、以上です。

<議長>

ありがとうございました。ただ今、その他の最終覆土工事の進捗状況について、資料3を用いてご説明いただきました。この件について、ご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

覆土の、今縷々説明をいただいたんですが、今の説明ですと、3ページに埋め立てた最終覆土工事の縦断面図があるんですが、その赤い③の右に、覆土の茶色の上に数字が表示

されているんですが、これはここのGL、要するに標高が805.50ということなんですか。まず確認をさせていただきたいんですが。

<事務局>

そうですね。この805.50というのは、仕上りの予定の標高、高さになります。

<委員>

はい。じゃそうしますと、堰堤のようにになっている最終処分場の一番手前のところですね。ごみをまとめる。あそこの堰堤の高さは、ここにあるように802なんですね。ここ今、3ページの左の方に堰堤があって、そこの一番上部に802.0とありますね。これが堰堤の一番高いところですね。そしてその埋め立てたものは、堰堤よりちょっと高く、802.5ということですか。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

えっと、12月18日に行われた安全管理委員会の中で、搬入停止後の維持管理についてという説明をいただきました。その中では、示されている最終覆土では、全く真っ平ら。堰堤の高さ802mで真っ平らに埋め立てますよというふうに説明を受けているんですが、何でこれが変わってしまったかを教えてください。

<事務局>

昨年の12月の安全管理委員会の時点で、先ほどお話しさせていただいたように、概算の設計で説明させていただきました。それはあくまでも最終形の形状、フラットな形状、法面についてはこういった工法でということの説明をさせていただきました。ただ、その後、閉鎖後に行った環境省との協議で、色々なことを検討する中で、詳細設計を実施しているんですけども、降雨等の処理、そういったものを検討していく中で、表面排水というものを置かなければならなかった。その中で、完全なるフラットになった場合には、埋立地内に水溜まりができます。それは今後の管理上、安全とは言い難い。つきまして、貯留構造物のところには排水溝を設ける。また、脇の方にも排水溝を設ける。そうした時に、そこへ上手く、効率よく、表面排水を流していく。そういった時には、2%程度の排水勾配が必要になってくる。ということで、詳細設計の中で、その辺を検討させていただいたということになります。

<委員>

そもそも、管理型の最終処分場、埋め立てられたごみ、その有害物を将来において、構造上、処分場の場内に雨水を受け入れて、その雨水が下へ浸透していく中で、有害物質と一緒に洗い流してくれる。そして水処理をして、安全に河川へ放流して、それを繰り返すことによって、有害性をなくしていく、というのがそもそもの管理型処分場の大きな骨子ですよね。その考え方からすると水溜まりあってもいいんじゃないですか。水が溜まって下へ浸透してくれないと。

<事務局>

水溜まりになるということは、浸みこまないですよ。

<委員>

浸みこまなければ蒸発するなりするでしょう。しかし、そもそもの発想が雨水を受け入れるということはそうでしょう。私が今説明したことが間違っているんでしょうかね。雨水が処分場に入ってもいい構造にしているということは、私がさっき説明したことが理由でしょう。

<事務局>

もちろん、自然浸透はいけないわけではございません。ただ、大雨が降ったりとか、そういうものに対して、やっぱり排水というものは行わなければなりません。

<委員>

そりゃ排水はもちろんするんだけど、平らなところに、そんなに大きな心配になるような水溜まりができるなんて想定できないでしょう。普通に考えて。

<事務局>

その辺が、環境省との協議の中で、排水勾配は概ね2%勾配なんですけれども、そういったものを目途にしたうえで平らにしたいということで、ほぼ平らに近いような状態になるかとは思いますが、そういった指導を受けまして、うちの方で詳細設計の中で検討させていただいたところです。

<委員>

冒頭私申し上げましたように、根拠を説明受けた中では、堰堤より高いんですよ。最終の尻が、堰堤より高く、しかも一番高いところとは何mか、要するに傾斜がつくわけですよ。そうすると水溜まりはできないかもしれんけど、逆に、急激な大雨が降った時

にはその水はどうなるんですか。堰堤を超えて水が流れるわけでしょ。その問題をどういうふうにクリアするんですか。今の工法の中で。

<事務局>

貯留構造物の天端に擁壁を設置しまして、その裏に、上流側に側溝を置きます。それから、覆土の天端の部分がきますので、ただそれを全て下流側で受け止めるという考え方はなくて、横、サイド、左右側、両側にも、側溝の方をつけまして、排水を行うというふうに考えております。

<委員>

基本的に強い雨の、大雨が降った場合に、当然流れるのは堰堤側に流れる設計でしょ、これは。

<事務局>

そうですね。そちらの方にも流れますね。

<委員>

そうすると、溢れた水はどう処理するんですか。

<事務局>

全てが貯留構造物側に流れるというわけではなく、今ちょっと現地でも検討しているんですが、左右ですね、横の方にも勾配をつける。そういったことを検討しながら進めております。

<委員>

まず、基本的な部分でね、皆さんに私は考え方を委員長、ちょっとお聞きしたいんですけど、当初の説明は、12月18日の説明は、概算で測量して報告しました。しかし、実際、環境省との交渉の中で、検討しなくちゃならん部分が出てきて、工法を変えたんですよ。傾斜をつけて。今私が縷々質問したことで、皆さんにお分かりいただいたと思うんですけど。変えてやってるんですよ。何でそんな大事なことを、覆土の工事に入る前に、安全管理委員会に説明しないんでしょうか。

<事務局>

よろしいでしょうか。工法と申しましても、工事とか工法といったものは変わっておりません。実際ですね、処分場の開口部を土砂等で覆うということは基本になりますので、

覆土をするということと、あと法面につきましては、土が安定しませんのでモルタル吹付をします。そういう基本的な部分は、変更ありません。

あとは、極めて技術的な、先ほど申し上げましたように、実際雨が降れば、埋立地の中に浸みこむわけですけども。ただ、あまり多く降った場合には、自然勾配をつけて、横へ流して、その浸食を防ぐということをしなくてはならない。そういうことで、技術的なお話ということで説明をさせていただきました。

#### <委員>

私はですね、安全管理委員会の軽視だと思いますよ。当初私たちが説明を受けた、12月の説明では、真っ平らにすると。天端、要するに堰堤の一番高いところで、800mを基準に真っ平らにすると。下の段は、2段になることは分かっていますけど。という説明です。そこを変えるんだったら、事前にこの委員会に報告する、あるいは、こういう方向で環境省と交渉しているけどこういう指摘を受けていると。今、事務局が説明したのは事業者としての説明であって、地域の皆さんへの説明にはならないんですよ。ここでちゃんと説明して、地元の皆さんの意見を聴いて、色んな可能性も検討した中で、じゃ傾斜をつけましょうと。当初はフラットにやる予定だったけども、傾斜をつけましょうと。そういうふうにしていくけど、安全管理委員会としてはどうでしょうか、というのを聞くのが当然じゃないですか。私たちが考えて、環境省と交渉して、これが必要だから私たちはこれでやりました。微々たる問題だから、何もあえて説明する必要もない。じゃ私が今この説明をしなければ、知らん顔ですか。覆土工事自体をやる前に、何で説明しないんですか。その説明をしてください。そんな皆さんの都合の説明はいりません。

#### <議長>

ちょっと話がずれますけど、2ページの右側の凡例のところ、赤い線で排水施設計画というのがございまして、この赤い線がこの図面には乗っかってないんですが、先ほどの委員の主張と若干関係あるのかなと思いましたのは、要するに大雨が降ったならば、地面に浸透する以外のものは排水しましょうと。たぶん調整池の上に一部分は考えていらっしゃる。そうしますと、その赤い線がないのは何故かなと思ったんですが、この点について教えていただけませんか。

#### <事務局>

赤い線につきましては、今回の最終覆土工事で、排水溝というものを設置する予定となっております。これにつきましては、既設の排水路、道路に設置してあったりですね、そういうものに接続して、埋立地外へ排出するという計画になっておりますので、基本的には、道路のところ、青い色が塗ってあると思うんですが、既設の元々の水路があります。

そこへ埋立地の中の水路、接続してあるものはそのまま活かしまして、接続してないものについてはそこで接続をさせて排水を行うというつもりです。

<議長>

ああ、そうですか。私の方からもう一つ。素人考えで、堰堤の上に、高い位置に土壌の面があったでしょ。その中側にU字溝みたいな排水溝を設けるわけですね。

<事務局>

そうですね。ちょっと今、U字溝か、どういった形のものか検討している部分はあるんですけども、擁壁を作って、そこに土砂が裏側に入りますが、その裏側に側溝を作るというつもりでおります。

<議長>

要するに、中側の高い土壌が、排水溝の中に流れ込むような状況にはならないわけですね。構造的には。堰堤より土壌の高さが高い位置にありますね。50cm高い。それが大雨が降った時に、排水溝の中に流れ込むような状況にはならない、ような排水施設を作る。

<事務局>

勾配が、側溝から最終覆土については勾配がなるいので、流れ込むようなことはあまりないと思うんですけども、ちょっと状況によって、表面が流れ出ないような形で、例えば緑化をすとか、ということも考えられることはありますので、進捗状況に応じて工事の中で検討する部分はあるかと思います。基本的には、最終覆土があって、側溝が来るんですけども、土があるところに段差ができるわけではないので、土で埋まってしまうというような状況はあまりないと思っております。

<議長>

いずれにしても、12月の前回の安全管理委員会の時点では、大変突発的なのということはないけれど、大変驚いた結論が出て参りまして、その時に色々な計画をお話いただいたといたしましても、突発的な、かなり急な、急激な変化に対して、工事サイドの計画が追いつかなかつたかなというふうにも想像しないではないんですが、先ほど委員がおっしゃったように、できるだけ可及的速やかに、説明が変わったといえば文書だって構わない。そういうことで、できるだけ早めに皆さんにお知らせすると。こういう格好になりますと、あるいはこういう格好で検討しつつありますというようなことでご連絡いただけるとよかったんじゃないでしょうか。今後ともぜひ、密な情報をお願いしたいと思います。

<委員>

私は何でそこにこだわるのか、そういう指摘を何回も繰り返させていただくのは、これから先の処分場の、ごみはない処分場じゃいいですよ。ごみは残ってますよ、2万3千t。この処分場が、基準値をクリアすれば廃止になっちゃうわけですよ。あとは誰もその管理をしない、ほったらかしの処分場になる。しかし、ごみは無害化しないんです。有害物は、有害性は、無害にはならないんですよ。そのことは誰も、ここにいる人たちは皆さん承知してますよ。程度がどうであれ。そういうものを私たちは引き受けているんですよ。この地元は。末代まで。子々孫々。で、今国に基準が示されている、だからそれをクリアすればそれで廃止なんだよ。事業をする皆さんは、それで済むかもしれないけど、私たちこの下で生きてく人間はそういうわけにはいかないんですよ。だから廃止に向けての対応を一つ一つを、これでいいのかどうか、将来にわたって問題がないのかどうか。今私は傾斜をつけたなんて急に言われたから、びっくりして、そういう話をさせていただきました。それらを含めて、しっかりと安全側に立って、この安全管理委員会は検討していかなければならないと、それが私たち安全管理委員会の役割だと思うんです。それを含めて、今簡単に言いました、傾斜つけて、水溜まりが出るから傾斜つけました。簡単に覆土の方法を、当初の説明と違うことを、もう工事でやっちゃってる。私はその姿勢自体が、私が一番心配するんですよ、これから先のことを。私はそこはちゃんと納得できる、変更したことをこの安全管理委員会に説明しなれたこと理由を、私たちに納得できるように説明していただかないと、この先議論を私できません。お願いします。

<議長>

先ほど篠原委員から、質問あるいは要望をいただきましたけれども、ただ今のお話にもございましたように、できるだけですね。これは、今までもそうでした。決して、センターは隠し事をしているとは思えない。その都度、データを開示していただいていたと思うんですが、急ぐ時には、とかく通知不十分、あるいは伝達不十分で進行してしまう場合もありましようけれども、廃止に関わる部分は、センターで大雨が降った時に土砂その他が流出してしまう、あるいは埋立されているものが流出してしまうというようなことがないように、という思いで覆土を考えて、覆土をする際には排水ができるように、ほどほどの排水ができるようにという配慮があって、こういう経過になったんだろうと。すなわち、善意の行為でなったんだろうというふうに想像します。したがって、篠原委員が話しましたように、当初の説明を変更した場合には、できるだけ可及的速やかに、何らかの方法で変更しつつあることとお話しし、言葉では不十分な場合には、こういう場で後ほどしっかりご説明いただくということにさせていただけたらいかがでしょう。

<委員>

議長、大変申し訳ないんですけども、私は、事業団、県に考え方を聞いているんです。私は議長さんのお答えを求めているつもりはありません。議長さんは、議論を進行するお立場だと思いますので、もちろん専門家としての委員としてご参加ですから、専門家の部分としてご発言は当然それはあって然るべきだと思いますけど、少なくとも今のお立場は議長ですから、ぜひ質問に対して答えさせるとか、問題点があったら訂正させるとか、そういうお立場でぜひこの会を進行していただきたいと思います。

#### <事務局>

少々言い訳がましくなってしまうのかもしれませんが、私どもとしては、最終覆土の意義が、やはり廃棄物の飛散流出防止、そういう面にあるものですから、より良い形でもって最終覆土をしていくと。そういう実施設計をしていく上でのやり方であったわけでございます。ただその点で、12月の安全管理委員会にご説明した内容と異なることは事実だと思いますので、今後はそういうことのないように、安全に関わるものにつきましては、委員会を開催するかどうかはまた別として、委員の皆様方にはまたご連絡とかそういうことはさせていただきたいと考えております。またよろしくお願いいたします。以上でございます。

#### <委員>

これ私からお願いをしたいんですが、今のご答弁で済まされる問題では私はないと思っております。今日も限られた時間の中での議論ですから、ここでそのことをいくら言ってもあれですから、今言いましたように、12月18日と違う事柄が様々出てきております。工法が変わったというか、やり方ですね。埋立の仕方、覆土の仕方も変わってますし、排水溝の問題が実際にどこにどう位置されて、それが本当にどういう風に機能するか含め、分かりません。ぜひ大至急、それらが説明できる資料を準備して、再度安全管理委員会をすみやかに開いてください。できましたらそれまでは、覆土の工事を止めてください。私は少なくとも、安全管理委員会をこんな無視するような形での作業が、事業が行われているなんていうことは、私は認められません。最低限それくらいの誠意は示していただきたい。そして大至急、資料を提出してください。そして説明してください。こういう内容で改めて、こういう内容で安全に考慮してやりますと。将来の安全に関しても示していただきたい。ぜひそのことをお願いします。

#### <事務局>

改めてといいますと、本日ご報告させていただきます、この完成平面図。こちらの方を計画として挙げさせていただきたいと思います。

<委員>

議長ねえ、もう毎度こういう議論をやって、本当に聞いている人達も嫌になると思うんですけど。子供じゃないんですから。設計をしたんでしょ。水路をこうやりますと、堰堤よりも高い位置に土は埋まるんでしょ。それに対する影響は何だっただけのを当然考慮してるんでしょ。環境省と相談しているわけですから。それらを全部、環境省とやりとりして、こういうことにしますと、環境省の指導はこういう指導でした、こういうふうにしますという資料を準備してください。排水溝についても、こういう形で設置します、設計上こういうふうにやりますと。こうやることによって、大雨で全部出た水に対する対応もこういう形になりますというところも、分かるように、最低限それだけの資料は示してください。そしてもう一度説明してください。今できるんだったらやってください。

<事務局>

よろしいでしょうか。こちらに図面がありますとおおり、貯留構造物のところについては、排水施設計画ということで、そこは今検討中でございますけども、どういう側溝という形にするのかということがありますけども、そういう施設を設けるということになります。

<委員>

いいですか。私が言ってることを理解していただけないんだと思うんですけど、12月18日の説明は、覆土1m。今言った横断図を示して、こういうふうな形でフラットにやりますという説明しかしてないんです。私が言っているのは、それ以降変更になった部分を、本来はこの安全管理委員会にかけてから事業すべきが通常のやり方ではないのか。だとしたらそれをやってくださいと。12月18日に説明していないもので、現実に行おうとしていることを全部示してください。少なくともそれは最低限やるべきことだと私思いますんで。そのことをお願いしています。

<議長>

事務局の方はいかがでございますか。ただ今のご意見に対して。

<副理事長>

この図面を見ると、茶色い図面を見ると、法面から茶色のところへは、基本的に水が入ってこない構造となっています。そして、この茶色のところに降った雨は、基本的にはここで浸透するんですね。普通の場合は。浸透して。大雨とか台風とか、一度に大雨が降った場合に水がどういうふうに流れるかということなんです。その時に、この茶色のところに、上下の矢印がついていますけれど、横の方に勾配をある程度つけるという図となって

おります。ですから、ほとんど横の方に流れて、それが側溝に入って、脇から調整池の方に入っていくという構造になっております。ですから、最終的に堰堤の方の、この赤いところにも若干水は入ると思いますけれど、基本的には、茶色のところに入った雨は、普通の場合は浸透していくのではないかと、そういうことだと思います。ですから、構造的に、どのくらい降った時に、水がどこへどういうふうに流れるんだという、そういう議論をここでするような状況ではないと思いますけども。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あのですね。よろしいですか。この2ページの図面で、最終覆土工事。ここには貯留構造物ということで、堰堤がありますね。通常、堰堤というのは、ダムを見てもそうですが、堰堤よりみんな水位は低いですよ。当たり前のことです。超えないように。処分場もそのダムの堰堤と同じ発想の中で作られているものですから、私たちの今までのイメージでは、堰堤の一番上よりは、覆土であろうと何であろうと、埋め立てられたものは低い位置にあるのが普通だと私はずっとと思ってました。今日ここで説明を受けて、実は堰堤の一番高いところより上に覆土が出ますなんて話を聞いて、今びっくりしちゃったんですよ。それじゃ貯留構造物、堰堤の意味はないじゃないかと。普通の人を考えればですよ。そういうことをやろうとしている事業だから、計画だから、説明を。少なくとも大勢の皆さん そうだと思いますよ。堰堤より低い位置に、止めるものがあると思うのが普通じゃないですか。そうじゃないことをやってるんですよ、今。だとしたら、そのことを説明する必要がありますでしょう。私はそのことを言っているんですよ。その理由と、何でそうやるんだと。環境省はどういう指導をして傾斜をつけろと言ったんだと。それも含めて、大事な部分ですから、説明をしてくださいと求めているんです。データも含めて。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

今、委員の方からご質問あったことで、今までのお話を整理させていただくということも含めて説明させていただきたいと思います。皆さん、この平面図をご覧ください。この中で12月の時には、今委員がおっしゃったとおり、大きな茶色の部分、ここにつきましては、真っ平らになるというふうな説明をさせていただきました。それは事実でございます。その後、環境省との協議というようなこともございまして、まずここに降った雨とい

うのは、通常、この埋立地内の中に浸透するということがまず一つ。ただ、非常に大雨のような時に、真っ平らになるとですね、先ほど最終的に水溜まりというお話をさせていただきましたが、水溜まりというのは、要は洗堀というか、土が取られてしまうというようなことがございますので、そういうことを防止するという意味で、通常のアスファルトの道路なんかも若干傾斜しているのはご存知かと思えますけれども、そういったことで、排水勾配ということで2%程度の勾配をつけさせていただきました。これによって、浸みこむのは普通に浸みこむ。ただし、大雨等があった場合については、まずここで下の方には流れます。ただ、横の方の側溝もございますので、こちらの方にも流れるということで、脇と下の方から流れて既存の水路に行って、防災調整地の方に入るというような設計をさせていただいたところでございます。これにつきましては、委員の方からご指摘がありました、ここを安全に管理していくというような視点に立ちまして、やはり長いこと管理していくということであれば、そうした方がよりよいのではないかなというようなことで、詳細設計の中でそういうふうにさせていただいたところでございます。

もう1点につきまして、堰堤の高さにつきましては、少し技術的な部分がございますので、係長の方から説明をさせていただきます。

#### <事務局>

はい、すみません。貯留構造物、元々はですね、貯留構造物の天端、802m。それから平らにすることとしておまして。貯留構造物の半分くらい、3分の1くらいは、遮光性不織布が露出している状態であります。今回、擁壁を作りまして、土砂の方を約50cm程度、貯留構造物よりも上げるという計画の中で、どうしても下流の方にも土砂が流出しないように、また、排水が何とかできるようにということで検討をしました。その中で、土を多少高く上げた状態から、その裏側に土側溝かU字型側溝かはあれなんですけれども、側溝を作り、それから最終覆土の方が始まるというようなイメージで現場の方を考えております。これについては、もちろん水が流れるような、横にも、貯留構造物が同じ802なんですけれども、側溝は勾配をつけて左右に流れやすいように、そういったことも現在検討して、現場の方をやっているわけですが、先ほど話したように、埋立地のサイドの部分の側溝と、全てが貯留構造物に流れるようにはしないつもりではおります。ただ、少なからず流れていきますので、逆に貯留構造物から土砂が流れないような擁壁と、天端のところの擁壁で側溝を作ることによって、埋立地外へ排水するというので、保護と排水、流出の防止を色々検討した結果、貯留構造物に擁壁を作りまして、その裏側に側溝を作ると、で、その裏に最終覆土がくるというようなイメージになります。そんな形ですけれども。

#### <委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今、ご説明いただいたんですけど、イメージがよく湧かないんですよ。ご説明を聞いても。堰堤の上へ、新たに土留めか何かを作るんですか。嵩上げるってことですか。

<事務局>

あの、土を留める程度のものです。流出をしない・・・。

<委員>

そんな簡単なもので、あれですか。土を留められるんですか。下の堰堤は、設計で全部計算をして、様々な力がかかることを計算して、しっかりとしたものを作ってるわけでしょう。それに対応できるような、根拠を持った施設を設置できることなのかどうかも含め、今口頭で説明されても分かりません。第一、一番大事な、ごみが出るのを止めなくちゃならない部分を改めて改良する、その内容が、まだ今の段階ではこう考えてます、ああ考えてますなんて段階で、どうして覆土の作業するんですか。全体図、覆土をやることによって、将来的にここの処分場を、覆土による様々な影響がないようにするための計画としてこうやります、という全体像が出来上がって初めてあれでしょう、覆土をするんでしょう。そういう説明だって、この安全管理委員会にしなくちゃ駄目じゃないですか。ただ覆土覆土って、土を被せりゃそれでいいやなんていう、そんなふうに見えますよ。私驚いてる。大事な、一番大事な留めるところの設計もまだはっきりしてないのに、覆土するなんてどういうことですか。議長さん。こんなことでいいんですか。

<議長>

しっかり、十分、ご説明していただけませんか。

<事務局>

その点は、当然、最終覆土工事の一環で、縁の部分をどうするかとか、そういう細かい話が色々ありました。実際、詳細設計の段階でも、横の方に新たに水路を設けるとか、そういうような詳細設計の結果になります。また、今後の貯留構造物のところについては、そういう形でもって土を載せますので、その土留め、あるいは排水になるようなものを入れていくということになりますけれども、それについては、検討中でございますので、工

事の進捗に合わせて変更をしていくという形になっております。そこは非常に極めて技術的なことですので、当然設計の基準がありますから、ぜひこちらの方にお任せをしていただきたいというふうに考えております。

<議長>

ちょっと今のことでですね。要するに、必ずしも、将来に渡って実行可能な設計にはなっていないと。覆土工事の進捗に合わせて、詳細を決めてく部分があると。そういうご説明だったのでしょうか。

<事務局>

そういう部分もございます。

<委員>

議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あのですね、発言を聞いてて思うんですけど、事業団の皆さんは、廃止に向けての段取りだけが頭に入っちゃって、廃止した後の、この残ったごみから出る影響とか、この処分場から出る影響をどうやって防ぐかというところまで、思いが至っていないような気がしてなりません。これは私の印象ですから、それに対するお答えは結構です。

それでですね、この問題は、ただ単純に変更して傾斜がついちゃった、何だかんだということもあるんですけども、この処分場は一定の基準が満たされれば、廃止になるわけですよ。要するに基準値をクリアすれば。しかし、有害な状況は変わらないんですよ。その程度の差であって。長い間その有害なものが蓄積していく可能性もあるわけですから、そういうことを考えた時に、この覆土自体、水をどういうふうに吸わせる。最終的に、シートにしても集排水管にしても壊れるんですよ。最終的には。その壊れた時に、ここへ降る雨がどういうふうな形になっていくか。よく言われるのが10年くらいまでは、廃止に時間がかかるだろうと言われてます。もっと短いかもしれない。しかし、大事なそれはそれ以降なんです。それ以降のことを考えて、ここの覆土もどういう土で覆土するのがいいのか、水を吸いやすいものがあるのか、粘土質でなるべく水を通さないで外へ流れてしまうものがあるのか、様々なことを考えなければ、将来に渡ってこの処分場の安全を確保したことにならないんですよ。だから私は、その点を、今回の覆土の計画一つにとっても、

その将来を見据えて、こういう配慮をしてやります、いかがでしょう地元の皆さん。これがあるって然るべきじゃないでしょうか。そこまでいってないじゃないですか。みんな途中で、何かあればまた考え方を変えます、工事のあり方を変えます。こんなことで長い将来にわたってのこの処分場の安全性が確保できるんですか。そんなこと認められませんよ。全体図を出してください。廃止した以降も、ここにはごみは残るけど皆さん心配しちょしねと。これだけの手立てを、赤字だけでも、さらに金を加えて、地元の皆さんの安心を確保するためにやりますよと。なぜならば、日本一安全な処分場だから、そのことを約束して作ったんだから、だからやりますよと、地元の人達にあって然るべきじゃないですか。そういう観点からすれば、これをまだ設計もできてない部分もある、作業をそのままやらしてくださいなんて。そんなことでいいんでしょうかねえ。私はもう信じられません。

<議長>

今までの議論を聞きながら、他の委員さん、発言することございますでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

委員の言うことは尤もだと思います。堰堤より上の方が高いということは、素人考えで、ざっくばらんに申し上げますと、堰堤を高くしたらどうかと。今さらできる、できないという話あるかもしれないんですけど。もし、そういうことができないのであれば、じゃ堰堤の高さに見合う、水が溜まる水位まで、下がる水位まで、その地面を削るといとか減らすといとか下げるといとか、そういうようにして水を一時的に溜めて、大雨があった時に溜めて、できるだけ浸透させると。素人考えですけど、単純にそうすればいいのかなと思うんですけど。

<副理事長>

よろしいですか。

<議長>

どうぞ。

<副理事長>

あの、最終覆土というのは、まず廃棄物の上に1 mという、これ協定で決めた基準です。50 cmというのは法律で決まっている基準ですけど、1 mの最終覆土をするという、地元とのお約束のことで、流出とか飛散防止のために土を余計に盛るといふそういう基準になっています。そしてアスベストのところは2 m覆土します。2 m以上ですね。そういう基準があるんです。ですから、現在埋まっている廃棄物がありますので、それを、全体を、1 m以上覆うような形で覆土していくということになると、必然的にこの廃棄物の量と、現在廃棄物が埋まっている場所がありますので、その廃棄物そのものを動かさないことが一番いいわけですから。飛散防止とかそういうことを考えると、動かさないことが一番いいわけですから。そういうことを考えれば、1 m、最低1 m覆土していくためには、現在の設計でどうしても天端のところは50 cm 上がってしまうという構造になってしまうということなんです。ですから、そこはほとんどフラットなところで、上からの水の流入というのはありませんので、このエリアはですね。地面に降った雨だけが流れる。ですから、さっき図面を見ていただいたように、ほとんどの水は横へ流れるような勾配を作っていますんで、横の方に流れていく。そして、最終、堰堤の近くにあるところに降った雨が、一部その堰堤の方に流れていく、という構造になっておりますので、全体が土砂でもって押し流されるとか、そういう状況ではないということです。

<委員>

確かに、覆土の厚さというのが決められているわけですから、だったらその下の廃棄物を搬出するしかないじゃないですかね。そういうようなことはないんですか。

それで地面を下げて、堰堤より低く、勾配をつけて。

<事務局>

堰堤の部分につきましては、要するに、埋立地の開口部を全て覆わなければならないということなんです。ですので、厳密に言うと、堰堤のところの天端のところは、開口部になってしまいますので、そこをさらに覆うという形になります。設計の中では、今の貯留構造物の上に、50 cm とかの擁壁を設けて、その横にU字溝等を置いて排水させるというような設計になっておりますけれども、そこはちょっともしかしたら、よりよい形があれば、変更があり得るかと思っておりますけれども、いずれにしても、ちゃんと排水ができて、全ての埋立地を、開口部を覆う形になるようにやって参ります。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

いいですか。今の関連ですけども。

<議長>

どうぞ。

<委員>

分らないですよ。分らないですよ、その説明されたって。ちゃんと設計図なり何なりを示してくださいよ。こうやって対応してますから大丈夫って。今の問題だって委員が言ったように、ごみを最終的に埋め立てる段階で、上にどれくらいの土が、覆土が乗っかるなんて分かってたわけでしょ。だとしたら、堰堤に届かない範囲までの埋め立てで済ますことができたんじゃないんですか。ごみの。何でそんな単純な、子供でも分かることを、今になって、基準で決められている1 m、あるいは2 m、だから堰堤を超えちまう、それに対する対応なんて、そんなことは通らないですよ。

<事務局>

ちょっと誤解があるかと思うんですけれども、その堰堤に届くというのは、堰堤の部分が遮水工になってますので、そこをごみがあるなしに関わらず覆わなければならないと。現在ごみはありません。ごみはありませんけれども、例えば、処分場の上流側にはごみは埋まっていませんけれども、そこも閉鎖に伴って土で覆うと。同じ様に、そういった形で処分場開口部を全て覆わなければなりませんので、そういう形でやらせていただきたいということです。

<委員>

だとしたら、なおさら傾斜なんてつけちゃまずいでしょう。フラットにしないと。どうい力が掛かって、土が動くか分からないじゃないですか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

今、委員の方からお話があったんですけれども、堰堤がございます。

(埋立地の立体図がイメージできるよう、身振りを交えて説明)

堰堤から右側の方が、そちらから見て左側の方がいわゆる埋立地というようなことになりますと、これが一番上です。ここから下がって、ごみを埋めるということなんですけれ

ども、ここから開口部というふうなことになるので、ここを全部覆い隠さなければならないというふうなことで、ここに高さ50cmのコンクリートを、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、堰堤を高くしなければならないというお話。それと基本的には同じ様な考え方で、ここに50cmのコンクリートをずっと長く、堰堤いっぱい作成いたします。その横に、いわゆる側溝があると。その一番端っこのから、いわゆる最終覆土があるというふうな状況ですと、ここが開口部というんですけれども、ここが全部隠せるような状況となるというような設計で作業を進めております。

<委員>

堰堤を隠せるってのは、さっきの説明では、堰堤の上に土が来るって言ったじゃないですか。

<事務局>

失礼しました。それは説明が上手なくて申し訳ございませんでした。そうではなくて、堰堤のここには、コンクリートの長い壁みたいなものを作成いたします。でその横に側溝がありまして、その横が最終覆土というふうにご理解いただければと思います。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あの、素人の私たち、地元の委員が分かるような資料を提示してください。そうでなければ、いくらそんな説明されても分かりません。皆さんは専門で色々研究されてるから、何でこんなこと分からんだって言うかもしれんけど、私たちは、これを持って地元へ説明しなけりゃならないんです。分かるような資料を示してくださいよ。ちゃんと。一般の人達が分かるような資料を。そうでなければ困ります。私たちは責任を果たせない。皆さんはいいですよ。地元へ行って今のことを全部説明してくれるじゃ結構です。私たちはここで、ああそうですかって聞きますけど。そういうわけにはいかないでしょ。やってくれますか、皆さん。各8地区行って、住民の皆さんに説明していただけますか。それであれば結構です。どうですか。

<議長>

ただ今の説明、個人的には大変よく分かった。要するに、今の説明は、今の擁壁の上にコンクリートで堅い、先ほどは擁壁を作るとおっしゃった。擁壁を作るとはすなわち、堅いコンクリートの壁を作りました。その中側に排水溝を設けるということですね。この件は、私は今の説明、一番よく分かった。言葉でなかなか理解できない部分がございます。たぶん他の方々も理解できたんじゃないかなと思うのですが、いかがでございましょう。

<委員>

ただ、先ほどご質問があったように、やっぱり元々の堰堤の高さより上のところにあるっていうんだったら、元の計画ってどうだったんですかってことを、やはりどうしても言われてしまうので。あと、どれだけ雨が降った時に、どれだけ排水能力があるかって、たぶんシュミレーションされてると思うので、そういうデータとかを一度開示して説明いただいた方が、皆さん納得するんじゃないかと思ったんですけど、いかがでしょうか。

あと、覆土した後、やっぱり飛散しないように、風とかで飛散しないように、例えば、植栽入るとか色々さっきお話してましたけど、まだその部分未計画みたいな話だったので、そういうところも併せて、土が飛ばない対策としてはこういうことを計画しています、というのも併せて説明をいただいた方がよいかと思えます。

<事務局>

それは非常に技術的なところでありますので、省略させていただいたところでありますけれども、また分かりやすい図面等を作りまして、委員会というわけにはいきませんので、改めて個々の委員さん方にはご都合を伺いながら、ご説明をさせていただきたいと思えます。その際には、そういう設計に至った思想といいますか、そういうことも含めてお話をさせていただきたいと思えます。

<議長>

委員さん、よろしいでしょうか。どうぞ。

<委員>

あの、個々の委員に説明なんて、この安全管理委員会は何なんですか。駄目ですよ、そういう発想は。共通のデータを皆で見て、説明を受けて、疑問点を出して、議論をして、理解をして、私たちは地元へ帰って説明するんです。この安全管理委員会というのは。共通に示してやってくださいよ。個々に委員さん、個々にやるなんて、そんな安全管理委員会を、公害防止協定を無視するような発言をしないでください。公害防止協定の第9条には何て書いてありますか。何て書いてありますか、ここに。読みますよ、私は。あまりにそういう答弁されてると。第9条。事業団は処分場の建設及び運営について、地域住民や

専門家の意見を聴くことにより、安全性に万全を期すため、山梨県、事業団、北杜市及び地域住民、さらには専門家からなる安全管理委員会を設置するもの。安全性に万全を期すんですよ。これは処分場を終わって廃止した以降も、脈々と続くんですよ。そういう観点で、ぜひ安全性を確保している姿勢を示す意味でも、ちゃんと共通の理解が得られる場で、しっかりと説明することが大事じゃないですか。ぜひ、安全管理委員会の中でやってください。

<議長>

いかがいたしましょうか。

<事務局>

これまでも、報告しなければいけない事項については、個々に、委員さんの皆さん方にご報告をさせていただいたこともございました。今回の件につきましては、当然、最終覆土という目的自体が、廃棄物の飛散流出防止ということでありますから、こちらの方でそれだけ細部まで事前にご説明をしていなかったというのが、おそらく委員さんにご指摘されている点だと思うんですけども、そこまで必要がないのではないかというふうにごちらで…

( 傍聴席からの複数の大声により騒然となり、内容が確認できず )

そういうことがありましたので、つきましては認識を改めまして、その点につきましてはご説明できる資料を作りまして、後ほど個々の委員さん方にご説明させていただきたいと思えます。

<議長>

傍聴席の発言は慎んでいただきたいというふうに思います。

そういうことで、今の事務局の方で、もう少し分かりやすい図面とか、その図面が引かれた根拠とか、それから将来お築きの方向性みたいなもので、若干もし実行過程で変更があるとすれば、この辺は変更があるかもしれないというような文言を入れながら、ぜひしっかりした根拠を持った設計図を、皆さんの、我々の大方に理解できるような形で整理していただいて示していただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今、進めている覆土の作業は、単純な事業じゃないんですよ。先程来、繰り返しになりますけど、これから先何十年に渡って、ごみを残すんでしょ皆さんは。残すんだったら、有害なものはここに残るんだから、何十年にも渡って問題が起きない、この構造をしっかり作った中で、その一環としての覆土なんだという位置づけをちゃんと明確にした中で、物事をやってもらわなければ私たちは困るということですよ、私たち地元の間人は。地元としては、皆心配してるんですから。だから最低限すぐにできることじゃないですか。安全管理委員会開いてください。そこでもう一度分かりやすい資料を示して、説明してください。ぜひお願いします。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

私からもぜひ、委員の皆さん個々に回られるのも大変だと思うし、こうやってこういう場があるので、ぜひ共通した場で説明会を開催された方がいいかなと、そんなふうに思います。

<議長>

この件について、他の委員の皆さんのご意見ございませんでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

この資料自体で、先ほど事業団で言った、開口部を閉鎖するというので、3ページのところに、ちょっと小さいですけども、左端のところに、縁石工で802mのところに縁石工を作るという表示がしてありますし、それから、排水施設工ということでここに排水を作って。本当に細かくて、確かに見にくいんですけど、堰堤のところに覆土をするということで、一応資料的にはある程度分かるのかな、というのが一点です。

あと、覆土工事については、事業団の方で工事の説明がありまして、やはり、現状段差があつて、安定性に欠けるということなので、工事の方をやっていく必要があるのかと、そういうふうを考えております。

<議長>

ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

市としましても、最終覆土工事ということになりますと、いわゆるある程度の最終段階に来ているということで、地元の方々が安心してこの処分場を見守っていけるというふうな形がいいかなと思いますので、ぜひこの貯留構造物とその上に付ける縁石工、排水施設工に関しての図面を、詳細に図面を出していただくとともに、先ほど意見がありましたけども、流量計算をたぶんしていると思うんですよね。これくらいの平均降水量で、地下浸透する量がこれくらいだとか、この排水施設に流れ込む量はこれくらいを想定される、だからこの排水施設の幅はどれくらいありますよというふうなことを、たぶん出来てと思うので。これはもう最終段階というふうに私どもも認識しておりますので、可能であればぜひ、そういう形で。委員さんのご都合もあろうかなとは思いますが、そうやった方がいいのかなと、私個人的には思います。

<議長>

他にございませんですか。

事務局の方ではこの資料を作るのに、どのくらいの時間を要するでしょうか。

<委員>

一つ追加でよろしいでしょうか。でも最低限やはり覆土工事で露出している部分とか、飛散する恐れのある部分については、覆土をして一時的な措置としてはやむを得ないかなと考えます。

<議長>

要するに、仮に台風などで大雨が降ったときに、流出とか洗掘が起こらないような覆土は先にやっておいて。

<委員>

最低限、飛散防止の部分は先にやっておいて、最終的な部分はこの案が了承された時点で最終の工事にかかっていくというやり方がよろしいのかなと私どもは考えております。

<議長>

関連して何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

<委員>

私はこういう会議に初めて出席させてもらって黙って聞かせてもらったのですが、やはり色々総合して考えるに、やはりもう一度考え直したものを出示していただいて、もう一度この安全管理委員会を開いていただきたいと思います。

<議長>

ありがとうございます。他にございますか。では、事務局の方でただ今のご意見を吸収しながら、事務局のお考えをお願いいたします。

<事務局>

それでは、今回のこの資料では十分に理解しづらいということでございますので、改めて分かりやすい資料を作りまして、それについてですね、安全管理委員会をまた開いてやるのかですね、個々の委員さんにまたご説明させていただくのか、それはまた委員さん方のご都合もお聞きしながら、こちらの方で検討させていただきたいと思います。

<委員>

異議あり。安全管理委員会を開いてください。それが皆さんの要望ですから。そんなことは委任しませんよ、事務局に。

<議長>

これ、意見は10人いると10人の意見がある。だけど、おおよその傾くところの意見としてまとめられるところがあればまとめますが。あの、強いご意見、それぞれあってですね、だから、調整ができないかもしれませんので、一つここはですね、今のぜひ地元の方々と傍聴の上で、公開で皆さんと議論しましょうという、強いご意見があったと。

しかし同時にですね、事務局サイドでのご都合もございましょうし、それから先ほど覆土を進めるべきだと。覆土というのは、閉鎖、廃止のプロセスの一番最初の大変重要なプロセスであろうかと思しますので、そういった意味ではその重要さに鑑みて、事務局の方で工法の仕方、議論の仕方をもう一遍ご検討いただいて、資料をしっかりと用意したうえでそのあり方についてご検討いただく。私としてはですね、皆さんのご意見を代弁するとすれば、強い意見としては、もう一遍開いたらどうかなということではございますけれども、しかしそれ以外のこともですね、当然あり得るわけでございますから、それらを事務局のサイドで十分ご検討いただいて、然るべく、一番効果のある住民の方たち及び委員の方たちが納得できるような形でのご説明をぜひお願いしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

そういうことでこの件、最終覆土工事に関わる部分は、ペンディングの部分はございますけれども、基本的にはしっかりした分かりやすい資料で説明をしていただく、やり方については事務局に一応ご考慮いただくという結論とさせていただきます。

<委員>

議長、申し訳ないけれども、今までもそうですけれども、私がこういう問題点があってこれについてはどういうふうな対応をとるとかについては、検討するようなことを言って答えが返ってこないことがいっぱいなんです。私はずっとここに長く関与していますから。で、事務局に任せるなんていうようなことはぜひ止めてもらいたい。これから私たちにとっては真剣にこれから将来のことを考えなくちゃならん。始める時よりもっと大事な、何事もそうですけれど、止める時はものすごく大事なときだと思います。その今、いみじくも議長さんがおっしゃったとおり、入口の今回場面ですから。しっかりと議論するという意味で、ぜひ安全管理委員会ということでやる。今何人もの地元の委員さんが求めているんですから、ぜひそれを聞いてくださいよ、議長さん。これから特に大事になってきますから、安全管理委員会が。お願いいたします。

<議長>

そういうことですね。

<委員>

いいですか。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員>

今とにかく安全管理委員会を開いて進めるという話をいただいているわけですが、一方で廃棄物の飛散流出を防止するために、早く最終覆土を進めていかなければならないということもありますので、先ほど北杜市の委員さんからも言われました。とにかく工事を進めながらですね、一方で安全管理委員会をまた開くというような形でですね、私とすれば、そういう進め方をさせていただければ、というふうに思います。

<委員>

議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

同じことを繰り返しますけど、この覆土は覆土だけの問題じゃないんですよ。これから先の将来の安全性を確保するために、どうこの処分場を閉鎖するかという大事な問題が、法律とはまた別の意味であるんですよ。そういう大事な問題なんです。だから、そのことを踏まえて、本来ですね、こんなもん当初に全体像を示して、こういう形で将来の安全性を考えた中で覆土はこういうやり方をしますと。新たな排水溝もこういうふうに設けますと。それがあって、初めて工事に着手でしょ。物事はそうでしょう、次長さん。皆さんなんかはいつもそうやってきてるじゃないですか。丁寧なうえに丁寧に時間をかけてやってきているじゃないですか。今回すっ飛ばしちゃったんじゃないですか、それを。だから、駄目なんです、それは。問題があったら、副市長がおっしゃったように、問題のところだけやればいいじゃないですか。

<委員>

ですので、そのところをさせていただきながら、早急に資料をまとめ、安全管理委員会を開かせていただくということで、私の意見はそういうことです。

<事務局>

事務局といたしましても、委員の皆様方の強い思いがございますので、安全管理委員会

を再度開いた上でご説明させていただきます。

<委員>

あのですね、とにかく工事をどんどんどんどんちゃんとの説明も了解もしていない内容で工事をどんどんやりましようなんていう、そういう発想自体がこれから安全管理委員会で難しい問題を議論していく時に、そういう発想自体が支障になってくるのです。もっと、ここはもう閉鎖になったのだから、あとどうするかということをもっと真摯に対応する意味合いをもってですね、そこいって何日かかるんですか、資料なんかすぐ準備できるじゃないですか。そんなの皆さん優秀な人たちが揃っているんだから。それで示してくださいよ。そこまでちゃんと待ってくださいよ。そんな工事はやりながらやりますなんて、何ですかそれは。元々が、ちゃんとやっていたのは皆さんなんですよ。そこを間違えないでくださいよ。ちゃんと真摯に対応してください。

<委員>

私もいい加減に対応しているという話ではありません。先ほど事業団の方で説明がありましたとおり、より安全性を求めて2%の勾配を付けるということで、どうやったらより安全になるかという視点で事業団も取り組んでいるかと、いうふうに私は理解しております。そうした中でですね、委員のおっしゃるとおり、全てのものを出したうえで話ができるのが本来の進め方かなと私も思います。ただ、私も今日一部説明ができないこともありますし、一方で北杜市の委員さんがおっしゃるように、工事を部分的に進めなければならぬところもあるので、工事を進めながら早急に資料をまとめて安全管理委員会を開かせていただくということで進めさせていただきたいというのが私の考えです。

<議長>

やや堂々巡りの議論になりつつありますが、ただ今のご意見、そして北杜市さんのご意見は、台風も近づいてきておりますし、そういった意味ではですね、閉鎖のための第一段階としての覆土作業というのは大変重要な作業でございますので、とりわけ詳細設計のしっかりした工事に至る前の段階でもですね、できるだけ大きな齟齬を来さないような工事はやりながら、併せて大方の委員さんが納得でき、地元の傍聴の皆さんも納得できるような資料を用意して説明していただいて、最終的な理解をさせていただくと、いう手続きでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 傍聴席から「議長が決めちゃ駄目じゃないか。」「議長、もっと中立的な立場で発言してよ。」等の大声あり )

<議長>

今極めていいご指摘をしていただきまして、ありがとうございます。極めて中立的なお話をしているつもりです。やや差し出がましいかもしれませんが、意見のそのまま開陳していただきますとまとまらない。そういうことで、全体の意見をまとめさせていただくとそういうことになろうかと。そういう理解でよろしいでしょうか。他の委員さんよろしいでしょうか。

<委員>

議長、すみません。

次の安全管理委員会で示す資料は、どのくらい時間がかかるのでしょうか。今の予想で。

<事務局>

今即答はできません。

<委員>

ということは、結構かかるのですか。何日ということではなくて、おおよそ、予想のできる範囲はどのくらいかなということでお聞きしたのですが。

<副理事長>

2週間から3週間ぐらい。ですから、日程を調整してからだと、お盆明けぐらいです。

<委員>

そのぐらい待てないのですか、事業は。工事は。皆さん勝手ですね。ちゃんと説明すべきことも説明しなくて。自分たちの都合のことだけどんどん進めるっていうふうに受け止めますよ。私たちの、この地区の安全のことを考えてくださっているのかなって思いますよ。そういう発言を聞きますと。一番大事じゃないですか。皆さんはこの先帰っちゃうですから。誰がここを管理するのか、誰もいない。それを私たちは引き受けていかなくちゃいけないんですよ。望みもしないものを。だからもしそういう姿勢でやっていくのだったら、埋まっているゴミを全部持ち出してください。そうすれば何の心配もないから、私たちは。持ち出してくださいよ。どのくらい安心して私たちは子供や孫にこの地を任せているのか分からない。そういう問題も我慢してきているんですよ、私たちは。そこで2、3週間の工事を止められないんですか。そう言いたくなりますよ。皆さん自分たちの都合ばかり言い過ぎる。安全のことを考えてくださいよ。皆さんそれで約束したんだから。この処分場を。その責任をちゃんと感じたら、それなりの対応をしてくださいよ、せめて。あなたたちは言葉だけで言っているけれど、何も責任を取っていない。事業団も県も誰も。

こんなことで、地元の人たちは黙っていられますか。普通の人間だったら考えるでしょう。

<議長>

委員さん大変ご心配ですね。皆そうだと思いますが、安全性に対してはですね、共通の認識を持っているつもりでございます。ただ、覆土に関してはですね、だいぶ台風が近づいてきておりますし、大きいのが来るやに見えますし、そのあたりの状況は十分に勘案していただいて作業をできるだけ急いでいただいて、しかしながら委員さん方の意見も考えに入れながら、あまり大きなことが起こらないような応急の手当てをする程度にとどめておいていただいて、大方の作業は説明をしっかりとっていただいて、住民の方たちが、委員の方たちが納得していただけるような説明で、納得していただいてからしっかりとやっていたと、ということをお願いしたいと思います。

今日のご都合のある委員もいらっしゃいますので、ここで本日のその他の議論、まだあるかもしれませんが、ここで一旦締めをさせていただいて、次回ご説明していただくというお約束で終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

<委員>

議長すみません。ちょっと大事なことがありますので、2点だけ、ここでお答えできないものはできないで結構ですけど、確認をさせていただきたいことがあります。

1点は次回安全管理委員会を開くことになりましたから、ぜひその時に提出していただきたい資料があります。それはあの、漏水検知システム、既に稼働していると思いますが、第2回目の事故の調査以降、稼働し始めてからのデータ、1枚のもので結構ですよ。1日に1枚で結構ですから、漏水検知システムが検知しているところがあるのかないのかを示す1枚のもの、もちろんないと思いますが、1枚で結構ですから毎日1枚分この委員会へ提出してください。その委員会が開かれるまでの、要するに再稼働始めてから次の安全管理委員会が開かれるまでの紫の一表。検知したかしないかが一目で分かる。4回毎日やっていると思いますが、そのうちの1回分だけで結構ですから、1枚だけ。1日1枚、日数分ぜひご提出をお願いしたいのと、もう1点。

私は浅尾区自治会の自治会長の代理として来ておりますので、浅尾区は3月30日の総会で、ここに埋まっている2万3千トンの廃棄物の全量撤去を、浅尾区全会一致で決議しました。そのことはおそらく自治会長さんから、県なり事業団なりに伝わっていると思いますが、それに対する回答を、今ここで言ってくれとはいいいませんが、ぜひ次の安全管理委員会の時に誰しにも分かるように説明してください。ぜひお願いします。この2点だけ。

<議長>

今の要望について、2つ、事務局でよろしいでしょうか。何か制約があるのでしたら、

ここで発言してください。

<事務局>

はい。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

今の漏水検知システムのデータの件ですけれども、個々のデータではないのですが、ホームページで毎月異常がないということで載せさせていただいているところなんです。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

委員会に今までの事故のときには出してくれているじゃないですか。それと同じ考え方ですよ。見たいんです。安全管理委員として。地元の説明のために。確認しましたと。このように問題ないんですと。

<事務局>

異常がないということはホームページにも載せてありますので、それをご覧になっていただければご安心はいただけるのかなと思います。

<委員>

はい、議長。もうこんなこと、時間が迫っているんでしょう。

<事務局>

検討します。

<委員>

自分たちが、皆さんがやるべきことをやっけて、そして不都合の時だけ駄目で

すよ。真摯に対応してください。お願いします。浅尾区に対する答えも分かるように、ぜひ。県でも事業団でも結構ですから。ご説明を次回お願いいたします。

<議長>

そういうことで、事務局の方でご了解いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。システムのを毎日1枚ですとかなりの枚数になってしまいますがそのあたりは。

<委員>

閲覧できるようにしていただければ結構です。全委員さんに出す必要はもちろんないです。この委員会で。

<議長>

事務局と委員さんとよく相談してください。要するに基本的には信頼関係が成り立っていない感じがしますので、事務局で出しては困る部分もありましょう。ですから、よくご相談していただいて、委員さんたちを通して、納得していただけるような説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では以上をもちまして、本日は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

<司会>

委員長には、円滑な議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。ありがとうございました。

なお、出入口の混雑を避けるため、先に委員の皆様にご退場をお願いいたします。報道機関及び傍聴者の皆様はその場でしばらくお待ちください。順次ご案内いたします。